

社会福祉法人 南風福祉会

| 実施年度 | 監査区分 | 文書指摘の内容 | 改善状況の内容 | 実施年月 |
|------|------|---|---|------|
| 4 | 実地 | 理事長の職務執行状況について、定款に定めた間隔（毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上）で、理事会に報告すること。 【法第45条の16第3項、法人定款第17条第3項】 | 直ちに、令和4年度分の職務執行状況報告書を作成し、改めて令和4年12月24日の第2回理事会にて提出及び報告をした。今後、理事会において、2回以上の理事長の職務執行状況報告書の作成及び報告を行う。 | R4.9 |
| 5 | 未実施 | — | — | — |
| 6 | 未実施 | — | — | — |

「実地」・・・実地による監査を実施
「書面」・・・書面による監査を実施
「未実施」・・・監査の周期(3～5年に1回実施)に該当しない年度
「延期」・・・特別な事情により延期した場合
「中止」・・・災害等により延期